薬剤師研修・認定電子システム (PECS) の今後の予定について

令和3年7月13日 公益財団法人日本薬剤師研修センター

現在、薬剤師研修・認定電子システム(PECS)の本稼働へ向けてシステム構築を行っておりますが、現時点における薬剤師研修・認定電子システム(PECS)の本稼働の時期は、令和3年10月下旬とします。なお、複数区分の実施機関登録申請や研修会等の開催申請についてはそれ以前に開始する予定です(開始時期は改めてお知らせします)。ただし、本稼働の時期等については、構築の進捗状況等により、今後変更になることもありますので、ご承知おきください。

これに伴い、現行方式による研修会の開催申請等は次のとおりとします。ただし、認定 実務実習指導薬剤師に関わる養成講習会開催申請及び認定申請(新規又は更新)は、従来 どおりとします。

1. 研修会の開催申請等

開催日が令和3年11月30日までのものについて、8月31日まで受け付ける。9月1日以降は新規申請、変更申請とも現行方式では受け付けない。なお、開催日が9月下旬以降のものは開催日順に審査を行う。

時限的特例の適用は開催日が令和3年11月30日までのものまで延長する。ただし、 新たな適用願の受付は既定どおり7月15日(消印有効)までとする。

新たな研修実施機関の申請も既定どおり7月15日(消印有効)までとする。

2. 認定申請

(1) 研修認定薬剤師及び漢方薬・生薬認定薬剤師

令和3年10月31日(消印有効)までの申請については、従来どおりの方法で受け付ける。ただし、認定申請料の払込は9月30日までとするので、10月中に申請の予定がある場合は、9月30日までに払込みを行うこと。

(2) 小児薬物療法認定薬剤師

新規・更新ともに薬剤師研修支援システム (PESS) から申請し、令和3年10月20日までに認定申請料の払込まで完了させること。

3. 受講単位請求

(1)研修認定薬剤師制度及び漢方薬・生薬認定薬剤師制度

令和3年8月31日までの申請を受け付ける。9月1日以降に申請されたものは受け付けない。取得した単位は、10月15日までに、受講履歴メニューより印刷すること。

(2) 小児薬物療法認定薬剤師制度

令和3年11月30日までに参加等した研修会の受講単位請求は従来の方法により12月31日(消印有効)までに行うこと。